

マツダ株式会社福利厚生制度

# 総合保障プランのご案内

グループ保険

万一の場合に備えて  
**グループ生命保険**  
【団体定期保険】



ケガに対する上乗せ  
**グループ傷害保険**  
【団体総合生活補償保険】

積立生命保険  
【拠出型企業年金保険】

老後の生活資金に備えて  
公的年金の上乗せとして  
ご活用ください!



マツダ・  
フレックスベネフィットの対象!

※マツダ(株)社員の方はポイントの  
申請ができます。

**募集締切日** 令和5年9月29日(金)

**効力発生日** 令和6年1月1日(月)  
(保険期間開始日) ※積立生命保険については効力発生日を加入(増額)日と読替えます。

**中途加入募集締切日** 毎月15日

**中途加入効力発生日** 翌々月1日 (引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」「加入申込票」を受理した場合)

(グループ保険) 毎月募集(新規加入・増額・内容変更)をしております。毎月15日までの受付分は翌々月1日から効力発生となります。  
(積立生命保険) 上記募集期間(令和5年9月29日募集締切日)以外の新規加入・増額はできません。

**加入者証** 令和6年4月発送予定

(生命保険(グループ生命保険・積立生命保険)・損害保険(グループ傷害保険)それぞれの加入通知書が発送されます。)※一部WEB加入者証でご案内をいたします。WEB加入者証の場合、紙の加入者証は発送しません。

**掛金支払方法** 【在職者】 給与控除 月払 【1月給与から控除開始。毎月募集時に加入の場合、効力発生月の給与から控除開始。  
【退職者】 銀行振込 (詳細は別途ご案内します。)

## お申込みに際して

新規加入や増額の方、または加入内容に変更のある方(【グループ生命保険】・【グループ傷害保険】の脱退を含みます。)は、「申込書兼告知書」を同封の返信用封筒に入れて、マツダエース(株)ライフサポート事業部 保険サービス部へご提出ください。  
(加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。)

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の  
公的保険ポータルは  
こちら



厚生労働省の  
公的年金シミュレーターは  
こちら



## グループ保険

3～8・13～15ページ

## 意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。  
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ・死亡保障・高度障がい保障
- ・不慮の事故による死亡補償・後遺障害補償・入院補償・手術補償

## グループ生命保険（生命保険）

死亡・病気やケガによる所定の高度障がい状態を保障

国内外保障！

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

## チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## グループ傷害保険（損害保険）

ケガによる死亡・後遺障害・入院・手術を補償

国内外補償！

## チェック欄

- 1 保険商品が次の点でお客様のニーズにあった内容となっているかをパンフレット・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」でご確認ください。万一、ご希望にあっていない場合には、ご加入内容を再度ご検討ください。
  - 補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など）
  - ご契約金額（型やパターンなど）、保険期間、保険料、払込方法
- 2 申込書兼告知書が正しい記載内容となっているかをご確認ください。記入漏れ・誤りがある場合には、訂正または追記をお願いします。
  - 被保険者ご本人はご加入いただける対象者（マツダ株式会社および関連会社に勤務する役員・従業員および定年退職者とそれらのご家族。年齢制限があります。）にあてはまりますか？
  - 申込書兼告知書の『生年月日』・『性別』欄は、すべて正しい内容となっていますか？

## 積立生命保険

老後の生活資金

9～15ページ

## 意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。  
在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

- ・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

## チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

ご確認にあたり、ご不明点や修正すべき点がある場合は、14ページに記載の取扱代理店（マツダエース株式会社）までご連絡ください。

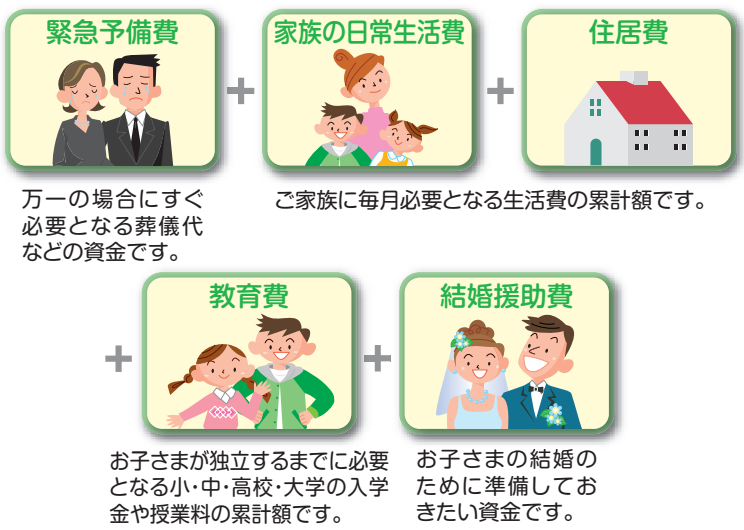
### 必要保障額とは…

家族の状況の変化によって「もしも」の時に必要な保障額は変わっていきます。

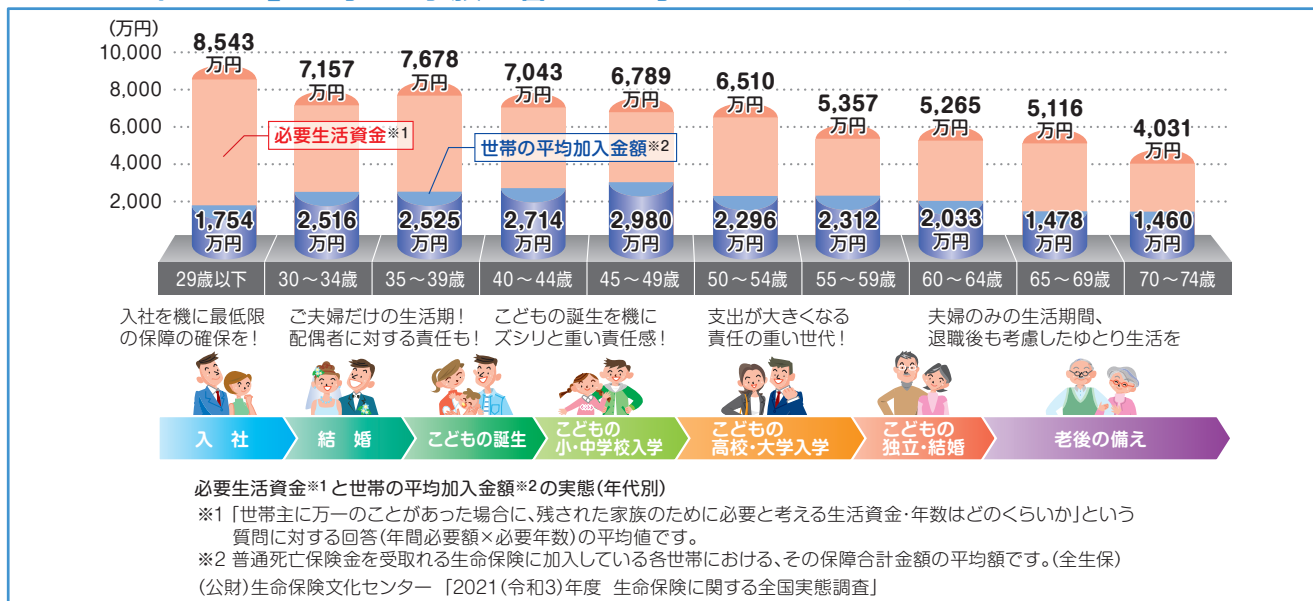
グループ保険なら1年更新の保険なので、毎年保障額の見直しができます。

(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

グループ保険をうまく活用して「もしも」の時に備えてください。



### あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか？



ゆとりある老後生活を送るためには在職中のしっかりとした老後設計がポイントになります。

ゆとりある老後生活費※1 月額約**37.9万円**

(公財)生命保険文化センター 「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

高齢無職世帯公的年金給付額※2 月額約**19.6万円**

総務省統計局 「家計調査(家計収支編) 2022年(令和4年)」

不足想定額 月額約**18.3万円**

この不足分を退職金などでまかなうことになりません。退職金の計画的な運用と取崩しはなかなか難しいもの。将来のことを考えると退職金だけでは不足してしまう可能性もあります。

定期的にお金を受取ることができるしくみ、つまり「**積立生命保険**」を積極的に活用してください。

※1 夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりある老後生活を送るための費用の合計額

※2 世帯主が60歳以上・2人以上の無職世帯の場合



保障内容、保障額と月払保険料(概算)

※確定保険料は、給与明細またはマツダエース(株)ライフサポート事業部 保険サービス部(イントラネットサイト・窓口)にてご確認ください。

- 当制度は、グループ生命保険とグループ傷害保険の2つの保険をパッケージにしたものですので、下表以外の組合せで加入することはできません。
- 現在、下表以外の口数で加入されている方は、こちらの口数にできるだけ変更してください。

保障内容・保障額		口数 (タイプ)	40口 (ヒD)	35口 (ハD)	30口 (ハD)	25口 (ハD)	20口 (ハD)	15口 (ハD)	10口 (タD)	5口 (カD)	3口 (エD)	2口 (ウD)	1口 (イD)		
生 命 保 険	死亡・高度障がいに ついての保障額 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		4,000 万円	3,500 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円		
傷 害 保 険	不慮の事故による死亡・後 遺障害についての補償額 傷害死亡保険金額 (傷害後遺障害保険金額)		2,000 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,000 万円	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円		
	不慮の事故による入院に ついての補償額 傷害入院保険金日額 (傷害入院保険金支払限度日数・ 支払対象期間:120日、免責 期間0日)		15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	12,000 円	7,500 円	4,500 円	3,000 円	1,500 円		
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合、傷害入院保険金日額の10倍(左記以外の手術は5倍)													
対象			本人										配偶者		子ども
年齢	性別	月払保険料(概算)												単位:円	
16歳~35歳 S63.7.2生 ~H20.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	6,020 (3,800) (2,220)	5,165 (3,325) (1,840)	4,690 (2,850) (1,840)	4,215 (2,375) (1,840)	3,740 (1,900) (1,840)	3,265 (1,425) (1,840)	2,270 (950) (1,320)	1,205 (475) (730)	725 (285) (440)	480 (190) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	4,660 (2,440) (2,220)	3,975 (2,135) (1,840)	3,670 (1,830) (1,840)	3,365 (1,525) (1,840)	3,060 (1,220) (1,840)	2,755 (915) (1,840)	1,930 (610) (1,320)	1,035 (305) (730)	623 (183) (440)	412 (122) (290)			
36歳~40歳 S58.7.2生 ~S63.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	7,060 (4,840) (2,220)	6,075 (4,235) (1,840)	5,470 (3,630) (1,840)	4,865 (3,025) (1,840)	4,260 (2,420) (1,840)	3,655 (1,815) (1,840)	2,530 (1,210) (1,320)	1,335 (605) (730)	803 (363) (440)	532 (242) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	6,300 (4,080) (2,220)	5,410 (3,570) (1,840)	4,900 (3,060) (1,840)	4,390 (2,550) (1,840)	3,880 (2,040) (1,840)	3,370 (1,530) (1,840)	2,340 (1,020) (1,320)	1,240 (510) (730)	746 (306) (440)	494 (204) (290)			
41歳~45歳 S53.7.2生 ~S58.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	8,780 (6,560) (2,220)	7,580 (5,740) (1,840)	6,760 (4,920) (1,840)	5,940 (4,100) (1,840)	5,120 (3,280) (1,840)	4,300 (2,460) (1,840)	2,960 (1,640) (1,320)	1,550 (820) (730)	932 (492) (440)	618 (328) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	7,220 (5,000) (2,220)	6,215 (4,375) (1,840)	5,590 (3,750) (1,840)	4,965 (3,125) (1,840)	4,340 (2,500) (1,840)	3,715 (1,875) (1,840)	2,570 (1,250) (1,320)	1,355 (625) (730)	815 (375) (440)	540 (250) (290)			
46歳~50歳 S48.7.2生 ~S53.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	11,620 (9,400) (2,220)	10,065 (8,225) (1,840)	8,890 (7,050) (1,840)	7,715 (5,875) (1,840)	6,540 (4,700) (1,840)	5,365 (3,525) (1,840)	3,670 (2,350) (1,320)	1,905 (1,175) (730)	1,145 (705) (440)	760 (470) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	9,300 (7,080) (2,220)	8,035 (6,195) (1,840)	7,150 (5,310) (1,840)	6,265 (4,425) (1,840)	5,380 (3,540) (1,840)	4,495 (2,655) (1,840)	3,090 (1,770) (1,320)	1,615 (885) (730)	971 (531) (440)	644 (354) (290)			
51歳~55歳 S43.7.2生 ~S48.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	15,900 (13,680) (2,220)	13,810 (11,970) (1,840)	12,100 (10,260) (1,840)	10,390 (8,550) (1,840)	8,680 (6,840) (1,840)	6,970 (5,130) (1,840)	4,740 (3,420) (1,320)	2,440 (1,710) (730)	1,466 (1,026) (440)	974 (684) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	11,780 (9,560) (2,220)	10,205 (8,365) (1,840)	9,010 (7,170) (1,840)	7,815 (5,975) (1,840)	6,620 (4,780) (1,840)	5,425 (3,585) (1,840)	3,710 (2,390) (1,320)	1,925 (1,195) (730)	1,157 (717) (440)	768 (478) (290)			
56歳~60歳 S38.7.2生 ~S43.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	21,980 (19,760) (2,220)	19,130 (17,290) (1,840)	16,660 (14,820) (1,840)	14,190 (12,350) (1,840)	11,720 (9,880) (1,840)	9,250 (7,410) (1,840)	6,260 (4,940) (1,320)	3,200 (2,470) (730)	1,922 (1,482) (440)	1,278 (988) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	14,340 (12,120) (2,220)	12,445 (10,605) (1,840)	10,930 (9,090) (1,840)	9,415 (7,575) (1,840)	7,900 (6,060) (1,840)	6,385 (4,545) (1,840)	4,350 (3,030) (1,320)	2,245 (1,515) (730)	1,349 (909) (440)	896 (606) (290)			
61歳~65歳 S33.7.2生 ~S38.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	32,460 (30,240) (2,220)	28,300 (26,460) (1,840)	24,520 (22,680) (1,840)	20,740 (18,900) (1,840)	16,960 (15,120) (1,840)	13,180 (11,340) (1,840)	8,880 (7,560) (1,320)	4,510 (3,780) (730)	2,708 (2,268) (440)	1,802 (1,512) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	18,300 (16,080) (2,220)	15,910 (14,070) (1,840)	13,900 (12,060) (1,840)	11,890 (10,050) (1,840)	9,880 (8,040) (1,840)	7,870 (6,030) (1,840)	5,340 (4,020) (1,320)	2,740 (2,010) (730)	1,646 (1,206) (440)	1,094 (804) (290)			
66歳~70歳 S28.7.2生 ~S33.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	47,060 (44,840) (2,220)	41,075 (39,235) (1,840)	35,470 (33,630) (1,840)	29,865 (28,025) (1,840)	24,260 (22,420) (1,840)	18,655 (16,815) (1,840)	12,530 (11,210) (1,320)	6,335 (5,605) (730)	3,803 (3,363) (440)	2,532 (2,242) (290)			
	女性	合計 (生保) (損保)	23,900 (21,680) (2,220)	20,810 (18,970) (1,840)	18,100 (16,260) (1,840)	15,390 (13,550) (1,840)	12,680 (10,840) (1,840)	9,970 (8,130) (1,840)	6,740 (5,420) (1,320)	3,440 (2,710) (730)	2,066 (1,626) (440)	1,374 (1,084) (290)			
【対象:子ども】 月払保険料(確定)									合計 (生保) (損保)	650 (210) (440)	430 (140) (290)	220 (70) (150)			

- 左記保険料は上段が生命保険と損害保険の合計保険料、中央（ ）内が生命保険部分、下段（ ）内が損害保険部分の保険料です。
- 保険料はご自身の生年月日にてご確認ください。なお、加入資格の年齢は4ページ「加入資格」にてご確認ください。
- 保険料表に記載されていない口数の保険料については、マツダエース（株）ライフサポート事業部 保険サービス部までお問合せください。
- 71歳以上の保険料についても、マツダエース（株）ライフサポート事業部 保険サービス部までお問合せください。
- 保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は1月給与から）
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和6年1月1日）から適用します。毎月募集の際に加入（\*）される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時時点の年齢でご確認のうえ、詳細は、マツダエース（株）ライフサポート事業部 保険サービス部までご照会ください。（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、令和5年6月23日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- グループ傷害保険の保険料は団体割引25%、過去の損害率による割引20%が適用されています。

保険期間中の退職者のお取扱い

保障内容・保障額		口数 (タイプ)	5口 (カD)	3口 (工D)	2口 (ウD)
生命 保険	死亡・高度障がいについての保障額 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		500 万円	300 万円	200 万円
	不慮の事故による死亡・後遺障害についての補償額 傷害死亡保険金額 (傷害後遺障害保険金額)		500 万円	300 万円	200 万円
傷害 保険	不慮の事故による入院についての補償額 傷害入院保険金日額 (傷害入院保険金支払限度日数・支払対象期間：120日、免責期間0日)		7,500 円	4,500 円	3,000 円
	傷害手術保険金		入院中に受けた手術の場合、傷害入院保険金日額の10倍（左記以外の手術は5倍）		
対象		本人			
年齢	性別	年一括払保険料（概算）			単位：円
55歳 S43.7.2生 ～S44.1.1生	男性	合計 (生保) (損保)	27,885 (19,905) (7,980)	16,733 (11,943) (4,790)	11,152 (7,962) (3,190)
	女性	合計 (生保) (損保)	21,890 (13,910) (7,980)	13,136 (8,346) (4,790)	8,754 (5,564) (3,190)
56歳～60歳 S38.7.2生 ～S43.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	36,730 (28,750) (7,980)	22,040 (17,250) (4,790)	14,690 (11,500) (3,190)
	女性	合計 (生保) (損保)	25,615 (17,635) (7,980)	15,371 (10,581) (4,790)	10,244 (7,054) (3,190)
61歳～65歳 S33.7.2生 ～S38.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	51,980 (44,000) (7,980)	31,190 (26,400) (4,790)	20,790 (17,600) (3,190)
	女性	合計 (生保) (損保)	31,375 (23,395) (7,980)	18,827 (14,037) (4,790)	12,548 (9,358) (3,190)
66歳～70歳 S29.1.1生 ～S33.7.1生	男性	合計 (生保) (損保)	73,220 (65,240) (7,980)	43,934 (39,144) (4,790)	29,286 (26,096) (3,190)
	女性	合計 (生保) (損保)	39,525 (31,545) (7,980)	23,717 (18,927) (4,790)	15,808 (12,618) (3,190)

- 左記保険料は上段が生命保険と損害保険の合計保険料、中央（ ）内が生命保険部分、下段（ ）内が損害保険部分の保険料です。
- 保険料はご自身の生年月日にてご確認ください。
- 左記の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和6年1月1日）から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 定年退職者（満55歳以上の中途退職者を含む）の保険料は、年一括払となります。
- 【定年退職者（満55歳以上の中途退職者を含む）の継続加入について】
- 満70歳到達以後最初に到来する12月31日まで（損害保険は1月1日午後4時まで）は、退職時の加入保険金額（上限500万円）の範囲内で継続加入することができます。
- ※退職後の新規加入・増額はできません。
- 中途退職者（満55歳未満）は退職日をもって脱退となります。（保障は退職月末日までとなります。）
- 配偶者・子ども（子どもは22歳6カ月以下）は退職後本人が継続加入する場合に限り、継続加入できます。（詳しい取扱いについては、マツダエース（株）ライフサポート事業部 保険サービス部までお問合せください。）

\*確定保険料は、決まり次第ご案内させていただきます。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日（保険期間開始日）現在の年齢です。ただし、保険期間途中で加入（増額）される場合の年齢は加入（増額）日現在の年齢となります。
- ※本人の退職後継続加入の取扱いについては上記「保険期間中の退職者のお取扱い」をご参照ください。
- 《本人》マツダ株式会社および関連会社に勤務する役員・従業員（出向者を含む）の方で新規加入・増額は、年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》マツダ株式会社および関連会社に勤務する役員・従業員（出向者を含む）の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
  - ※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《子ども》マツダ株式会社および関連会社に勤務する役員・従業員（出向者を含む）の扶養する子ども（\*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
- （\*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

次ページへ続く



## 加入資格(続き)

<ご注意>(1)・・・グループ生命保険／(7)(8)・・・グループ傷害保険／(2)～(6)・・・グループ保険共通

- (1) 一旦加入すれば、その後病気になるまでも、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3) 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4) 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6) 本人が退職・転籍等で4ページに記載の加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、4ページに記載の「保険期間中の退職者のお取扱い」のとおり継続加入いただくことができます。
- (7) 申込書兼告知書記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (8) ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。  
(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。  
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

## グループ生命保険

### 保険期間

- 保険期間は令和6年1月1日～令和6年12月31日までです。  
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 毎月募集の保険期間は効力発生日～令和6年12月31日までです。  
毎月募集の効力発生日は、引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」を受理した場合、その翌々月1日となります。

### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。  
① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日  
② 加入資格を失われた日  
③ 更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金いたします。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はマツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部までお問合せください。

### 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
  - 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
  - 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
  - すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。
- ※「死亡保険金受取人指定書」が必要な方は、マツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部へご連絡をお願いします。

### 税務上のお取扱い

<保険料>

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。  
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)  
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。  
※当グループ生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 死亡保険金  
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。  
《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和5年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

### 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、3月に配当金をお受取りになれます。  
【在職者】 給与合算でお支払いします。【退職者】 銀行口座へのお振込みとなります。  
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

## グループ傷害保険

### 保険期間（ご契約期間）

- 保険期間は令和6年1月1日午後4時から1年間です。
- 毎月募集の保険期間は、加入（増額）日午前0時～令和7年1月1日午後4時までです。  
毎月募集の加入（増額）日は、引受保険会社（共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。）が加入申込票を受理した場合、その翌々月1日となります。

### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日：本人が加入資格を失われた日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

### 保険金受取人

- 傷害死亡保険金：被保険者本人の法定相続人となります。詳細はP5加入資格（8）の※をご覧ください。
- 傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金：被保険者本人となります。  
（被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、代理請求制度をご利用いただけます。）

### 税務上のお取扱い

- 傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金…受取人が被保険者本人の場合、非課税です。
- 傷害死亡保険金（本人） 相続税の課税対象となり、受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の保険金は、（法定相続人が受け取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。
- 《配偶者・子ども》 受取人が本人（主たる被保険者）の場合、傷害死亡保険金は一時所得として所得税の対象となります。税務の取扱等については、令和5年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

### 配当金

- 配当金はありません。

### その他

- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただけます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 申込書兼告知書記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## グループ傷害保険

国内外補償！

### お支払いする保険金のご説明

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

#### ■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証記載の被保険者となります。

#### ■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。  
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。  
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。  
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</div> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合  ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">傷害死亡・後遺障害保険金額</div> <span>×</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</div> </div> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	



グループ生命保険

国内外保障!

保険金のお支払事由

●死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

●高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの                  | 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの               |
| 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの           | 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの               |
| 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの | 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの |
| 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの      | 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの                |

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。  
 ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合  
 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合  
 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(\*2)

(\*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(\*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(\*1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。



お支払いする保険金のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間120日以内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数120日が限度となります。</p>	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>※1テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p>
傷害手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>※手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> <li>・骨または関節の非創血のまたは徒手的な整復術、整復固定術および控動術</li> <li>・抜歯手術</li> <li>・歯科診療固有の診療行為</li> </ul> <p>②先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>①入院中に受けた手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</li> <li>・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。</li> </ul>	<p>①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア.乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ.に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます）</p> <p>イ.乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ.に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>など</p> <p>（*1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>（*2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

支払対象期間：傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、120日以内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「120日」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、マツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、マツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部または引受保険会社にお問合わせください。

■団体総合生活補償保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（マツダ株式会社）に交付されます。

この保険の特徴

老後の生活資金の準備を  
することができます。

掛金払込期間中に脱退された場合、  
脱退一時金を受取れます。

※脱退一時金額は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。

掛金払込期間満了（定年退職）時に  
次のコースを選択いただけます。

年金受取コース

※上記のコースにかえて掛金払込期間満了（定年退職）時積立金を一時金で受取することもできます。

ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に死亡された場合には遺族一時金が支払われます。

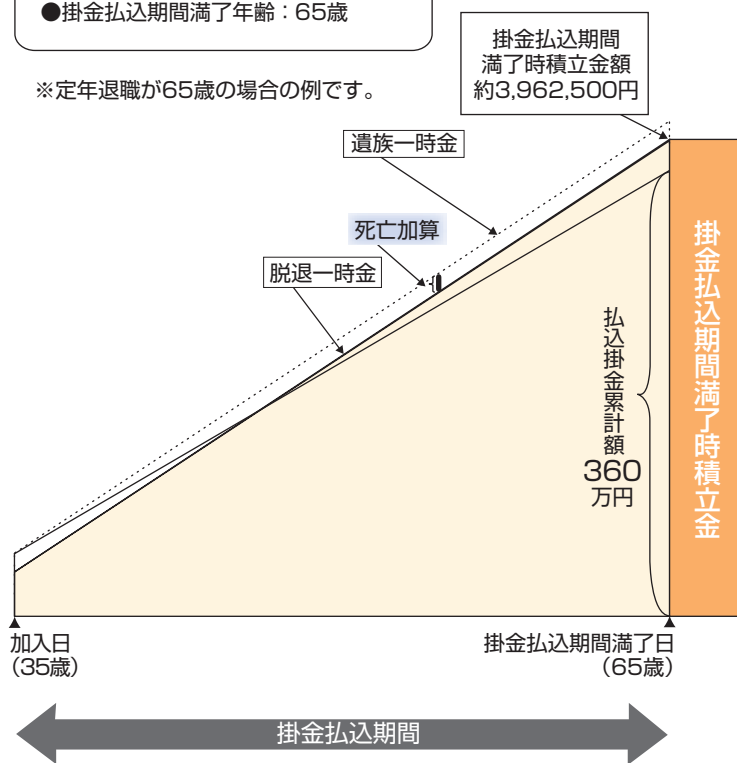
※「脱退一時金+月払掛金の5倍」を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

しくみ図

<ご加入例>

- ご加入年齢：35歳
- 掛金：月払10,000円  
(1口1,000円で10口加入)
- 掛金払込期間満了年齢：65歳

※定年退職が65歳の場合の例です。

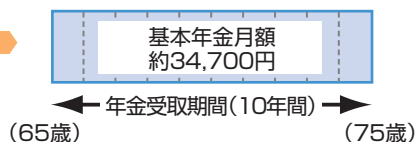


掛金払込期間満了後の給付内容

掛金払込期間満了時に次の給付コースをご選択

年金受取コース<10年確定年金>

10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



上記のコースにかえて掛金払込期間満了（定年退職）時積立金を一時金で受取することもできます。  
一時金額 約396万円

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

## 給付内容

〈掛金払込期間満了後の給付内容〉

●次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。

＜10年確定年金＞

・年金受取期間中

10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

・ご加入者(被保険者)が死亡された場合

ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

・一時金でのお受取りを希望された場合

残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

●年金の開始日は掛金払込期間満了の日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

●年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

●年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

〈掛金払込期間中の給付内容〉

●ご加入者(被保険者)が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。

●ご加入者(被保険者)が死亡されたとき

死亡時点の積立金額に月払掛金の5倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は1月1日から適用されます。

## 給付額試算表

●この商品は、積立金額が払込掛金累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、12年間)を要する商品です。

●下表は、前提条件を置いて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提条件の詳細は〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご確認ください。

●月払10口 10,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	年金受取コース
		※払込掛金累計額到達年に枠囲み	10年確定年金 基本年金月額(男女共通)
1年	120,000円	約 114,000円	約 ( 900 )円
2年	240,000円	約 229,100円	約 ( 2,000 )円
3年	360,000円	約 345,300円	約 ( 3,000 )円
4年	480,000円	約 462,500円	約 ( 4,000 )円
5年	600,000円	約 580,800円	約 ( 5,000 )円
6年	720,000円	約 700,200円	約 ( 6,100 )円
7年	840,000円	約 820,800円	約 ( 7,100 )円
8年	960,000円	約 942,500円	約 ( 8,200 )円
9年	1,080,000円	約 1,065,400円	約 ( 9,300 )円
10年	1,200,000円	約 1,189,500円	約 10,400円
11年	1,320,000円	約 1,314,900円	約 11,500円
12年	1,440,000円	約 1,441,600円	約 12,600円
13年	1,560,000円	約 1,569,600円	約 13,700円
14年	1,680,000円	約 1,698,900円	約 14,800円
15年	1,800,000円	約 1,829,500円	約 16,000円
20年	2,400,000円	約 2,503,400円	約 21,900円
25年	3,000,000円	約 3,213,600円	約 28,100円
30年	3,600,000円	約 3,962,500円	約 34,700円

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、( )内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。

(1)この保険契約全体の加入者数が月払2,537口を常に維持していることを前提とします。

(2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。

(3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和5年3月30日現在)、および引受割合(令和5年3月30日現在)に基づき計算しております。

(4)この保険契約における令和5年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。

(5)記載の金額には、配当金を加味していません。

2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金一時金の受取金額が減少する場合があります。

3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りに出来ない場合もあります。

4. 年度(令和6年1月1日~令和6年12月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。

5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。

6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。



## 加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が2年以上あるマツダ株式会社および関連会社に勤務する役員・従業員の方。  
※掛金払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## 掛金

- 月払 1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高50口まで加入できます。  
掛金には制度運営費(1口につき30円)が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
- 掛金はご加入者(被保険者)負担です。
- 月払掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は1月給与から)
- 期間満了(定年退職)日は以下のとおりとします。
  - ・満61歳(S37.3.11生～S38.3.10生)到達直後の10日
  - ・満62歳(S38.3.11生～S39.3.10生)到達直後の10日
  - ・満63歳(S39.3.11生～S40.3.10生)到達直後の10日
  - ・満64歳(S40.3.11生～S41.3.10生)到達直後の10日
  - ・満65歳(S41.3.11生～)到達直後の10日(会社・職種によって掛金払込期間満了(定年退職)日は異なります。詳しくは14ページに記載のマツダエース(株)ライフサポート事業部 保険サービス部にお問合せください。)
- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある方に限ります。

## 受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。  
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

## 配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。  
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

## 掛金の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、掛金を減額することができます。  
掛金の減額のお申込みは募集期間中に限ります。  
ただし、月払2口を最低残すものとします。

### <別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

## 掛金の払込中断

- 別表の事由に該当する場合に限り、3年を限度として、掛金のお払込みを中断することができます。  
なお、掛金の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。

### <別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

## 税務上のお取扱い

### <保険料>

- ご加入者(被保険者)が負担された掛金から制度運営費(1口あたり30円)を差し引いた保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
  - ※当積立生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立生命保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
  - ※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立生命保険は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
    - ①旧契約のみで控除額を計算
    - ②新契約のみで控除額を計算
    - ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

### <年金・一時金>

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。  
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-[基本年金年額×(払込保険料累計額/基本年金受取総額(見込額))]
- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。  
課税対象額=(一時金額-払込保険料累計額-50万円\*)×1/2  
\*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- 遺族一時金…相続税の課税対象です。  
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和5年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

# 各制度のその他取扱い

## 制度運営および引受保険会社

### 【グループ保険(グループ生命保険部分)】

- 当制度はマツダ株式会社が生体保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和5年3月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社(52.8%)【事務幹事会社】	明治安田生命保険相互会社(4.0%)
	第一生命保険株式会社(26.5%)	大樹生命保険株式会社(0.8%)
	住友生命保険相互会社(15.9%)	

### 【グループ保険(グループ傷害保険部分)】

- この保険はマツダ株式会社を保険契約者とし、マツダ株式会社および関連会社に勤務する役員および従業員(出向者を含む)ならびに退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、マツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、マツダエース(株) ライフサポート事業部 保険サービス部または引受保険会社にお問合せください。

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### 【積立生命保険】

- 当制度はマツダ株式会社が生体保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和5年3月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社(52.0%)【事務幹事会社】	明治安田生命保険相互会社(4.1%)
	第一生命保険株式会社(26.6%)	大樹生命保険株式会社(0.8%)
	住友生命保険相互会社(16.0%)	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社(0.5%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

## サービスのご案内

### 【グループ保険(グループ傷害保険部分)】

グループ傷害保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

#### 【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## 「企保ネット(加入者ダイレクト)」について

【グループ保険(グループ生命保険部分)】・【積立生命保険】(グループ傷害保険部分については、加入者ダイレクトは利用いただけません)

- 加入内容の確認の他、積立生命保険(拠出型企業年金保険)の加入者様は、前月末日時点の積立金残高をweb上で確認いただけます。また、「給付金請求」もweb上で手続きいただけます。(積立生命保険のみ)(※1)
- スマートフォンでも加入者様向け機能を利用いただけます。(※2)
  - (※1)制度内容によってはご利用になれない機能がございます。
  - グループ保険(グループ生命保険部分)につきましては、「加入内容照会」のみ利用いただけます。
  - (※2)将来予想受取額照会、目標積立額に向けた払込金額計算、団体事務担当者様向け機能は除きます。



## 個人情報の取扱い

### 【グループ保険(グループ生命保険部分)】・【積立生命保険】

<個人情報の取扱いに関するマツダ株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、マツダ株式会社(以下、団体といいます。))を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。))の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(マツダエース株式会社を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。))へ提出します。  
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～グループ生命保険における死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。))の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 【グループ保険(グループ傷害保険部分)】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

<個人情報の取扱いについて>

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

## ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口・あいおいニッセイ同和損害保険窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> マツダエース株式会社 ライフサポート事業部 保険サービス部 〒735-0028 広島県安芸郡府中町新地3-1  
<取扱代理店> ライフサポート事業部 保険サービス部 TEL: 直通 082-565-6541 内線56541 hoken@mazdaace.co.jp  
防府推進チーム TEL: 直通 0835-29-3316 内線43730 houfu@mazdaace.co.jp

### 【グループ保険(グループ生命保険部分)】・【積立生命保険】

日本生命お問合せ先 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課  
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。  
TEL 0120-123-840(通話料無料) グループ生命保険(930-9924)  
TEL 0120-383-616(通話料無料) 積立生命保険(970-99041)  
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

- ・「障がい」の表記

当パンフレット(グループ生命保険・積立生命保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

### 【グループ保険(グループ傷害保険部分)】

あいおいニッセイ同和損保お問合せ先(引受保険会社)  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
取扱営業店 広島支店 企業営業課 TEL 050-3460-2223  
広島市中区国泰寺町1-8-13あいおいニッセイ同和損保広島TYビル  
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。)]

- ・グループ傷害保険では、万が一事故が起こった場合、30日以内にマツダエース株式会社ライフサポート事業部 保険サービス部または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。連絡先については、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。

# 更新募集用「申込書兼告知書」記入要領

- グループ保険への毎月募集（「申込締切日が令和5年9月29日・効力発生日が令和6年1月1日」以外）のお申込みは毎月募集用の「申込書兼告知書」「加入申込票」をご使用ください。
- 新規加入の方、または加入内容に変更のある方（【グループ生命保険】・【グループ傷害保険】の脱退を含みます。）は、必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を同封の返信用封筒に入れ、マツダエース（株）ライフサポート事業部 保険サービス部にご送付ください。
- 「申込書兼告知書」は全部で4ページありますが、提出いただく場合は1～3ページまで押印が必要です。  
※4ページ目は「お客様控」です。ご提出は不要ですので、切り離して大切に保管してください。
- 新規加入のお申込みをされない方はご提出不要です。また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

## 申込書兼告知書

※パンフレット裏面の記入要領をご確認のうえ、ご記入ください。

**マツダグループ総合保障プラン**  
 <グループ生命保険（団体定期保険）・グループ傷害保険（拠出型）企業年金保険<積立生命保険>

日本生命保険相互会社 行  
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 行

パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入勤務時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項（契約概要）[注意喚起情報を含む]、および個人情報の変更等について承認・同意するとともに、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、以下のとおり加入（変更）を申請します。

また、（拠出型）企業年金保険<積立生命保険>の申込みにあたり、私は現在正常に勤務しており、私は現在正常に勤務しており、新規加入・掛金増額後一定期間は、積立金額（脱退一時金額）が払込金額の合計額を下回ることに同意して承認しました。

1 事務取扱者用 No. \_\_\_\_\_

契約者 マツダ 株式会社  
 事務取扱 マツダエース株式会社

申込締切日

令和5年09月29日

申込日(告知日)

令和5年09月28日

効力発生日(異動日)

令和6年01月01日

申込書兼告知書に印字されているデータは、5月31日までに保険会社が受付けた内容が記載されています。

会社コード(右つめ) 0010001

社員番号(右つめ) 10001

所属コード(右つめ) 10001

グループ区分 1

社員番号(右つめ) 1 2 3 4 5 6 0 1

申込日(告知日) 令和5年09月28日

効力発生日(異動日) 令和6年01月01日

記入にあたって

- ① 印入に際しては加入勤務パンフレット等必ずご確認ください。黒ボールペンを使用して必要項目にご記入・押印してください。（鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。）
- ② 申込み(告知日)はこの申込書兼告知書を記入した日をご記入ください。
- ③ 内容を訂正される場合は、二重線で消すのうえ、訂正箇所を訂正印(申込印と同一)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- ④ 既加入者ご自身の加入はできませんので、本人とセプトでお申込みください。
- ⑤ 各欄の告知事項を確認のうえ、お申込みください。（3ページ目「あいおいニッセイ同和提出用」の右下他の保険契約等欄もご記入ください。）

（ご注意）グループ生命保険の保険料は、年齢が上がり、次の年齢群へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。詳しくはパンフレットでご確認ください。

区分	被保険者氏名(カタカナで記入) セイメイ	生年月日 年月日	性別	申込印 (告知印)
本人	マツダ タロウ	5/20/21	男性	押印済
配偶者	マツダ ハナコ	5/7/03	女性	押印済
子ども	マツダ アイ	1/9/04	女性	押印済

グループ生命保険  
本人 死亡保険金受取人

氏名(カタカナで記入)  
マツダ ハナコ

グループ生命保険  
本人 死亡保険金受取人

氏名(カタカナで記入)  
マツダ ハナコ

【拠出型】企業年金保険  
積立生命保険

新規・変更後口数 10

現在加入口数 5

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

項目	チェック項目
①	所属コード・社員番号が未印字の場合は、右つめでご記入ください。 ※社員番号の頭に「0」をつけないでください。
②	新規に「積立生命保険」に加入される方は「01」をご記入ください。 ※その他の方は記入・修正は不要です。（グループ保険加入で「積立生命保険」に加入していない方も「01」が印字されています。）
③	「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。 ※「告知日」として重要です。
④	氏名（カタカナ）・性別・生年月日をご記入ください。（既加入者は現在の加入内容が印字されています。） 【グループ生命保険】 配偶者・子どももお申込みされる場合は、それぞれ該当欄にご記入ください。加入資格のある子どもが2名以上いる場合、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
⑤	本人・配偶者それぞれの申込印を必ず押印してください。なお、子どもが未成年の場合、本人印（親権者印）を押印してください。 ※すべての手続きにおいて、3枚目まで申込印が必要です。
⑥	既加入者は現在の加入内容（【グループ生命保険】の口数と【グループ傷害保険】のタイプ）を印字しています。新規加入・口数変更のお申込みの場合は、ご希望の口数に〇印をつけてください。 ※【グループ傷害保険】の場合はご契約に際して、「申込書兼告知書」の3ページ右下段「※他の保険契約等」の欄に該当する方は必ずご記入ください。
⑦	【グループ生命保険】 本人の死亡保険金受取人は本人以外をご指定ください。続柄コードは対象の方の数字でご記入ください。 受取人の変更、本人との続柄が「その他（9）」となる方の指定、受取人の複数指定にあたっては、「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）なお、すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。 積立生命保険のみの加入の場合、記入は不要です。
⑧	【積立生命保険】 既加入者は現在の加入口数を印字しています。加入口数を変更される場合、変更後の口数をご記入ください。新規に加入される方は記入例にしたがって加入口数をご記入ください。
⑨	【グループ生命保険】 本人（主たる被保険者）が新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめるのうえ、1または2に〇印をご記入ください。 〔1に〇印〕 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合 〔2に〇印※〕 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合 ※〔はい〕の答えがある申込者全員の氏名欄に該当者の氏名をカタカナで記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。